取扱いの趣旨

当該医薬品は副作用の観察が必要であり、1回の処方量が概ね2g、通常1日3回とした場合、1か月分の投与量が妥当と考えられることから、1回の処方につき180gを超える算定は、原則として認められない。

DX審査支払機構が公表している取扱いの全文

【投薬】　《令和7年8月29日》

659　大腸菌死菌浮遊液　ヒドロコルチゾンの投与量について

○　取扱い

大腸菌死菌浮遊液　ヒドロコルチゾン（強力ポステリザン（軟膏）等）の１回の処方量180gを超える算定は、原則として認められない。

○　取扱いを作成した根拠等

大腸菌死菌浮遊液　ヒドロコルチゾン（強力ポステリザン（軟膏）等）については、添付文書の重要な基本的注意に、「長期連用により、全身投与の場合と同様な症状があらわれることがあるので、長期連用は避けること。」と示されている。このため、副作用の観察が必要であることから、１回の処方量（概ね２g、通常１日１～３回）としては、概ね１か月分の投与量が妥当と考える。

以上のことから、強力ポステリザン（軟膏）の１回の処方量180gを超える算定は、原則として認められないと判断した。

グラフの見方

1　棒グラフ(該当レセプトの審査結果)
　当該事例の取扱いの対象となる診療行為（医薬品、特定器材）を算定している目視対象レセプト
1万件当たり、取扱いの趣旨に該当するレセプト件数

2　折れ線グラフ
　取扱いの趣旨に該当するレセプトのうち、
査定・返戻となった割合

【棒グラフ凡例】審査の結果

査定	返戻	：取扱いどおり
請求どおり 職員	請求どおり 審査委員	：検証が必要

審査結果の概要

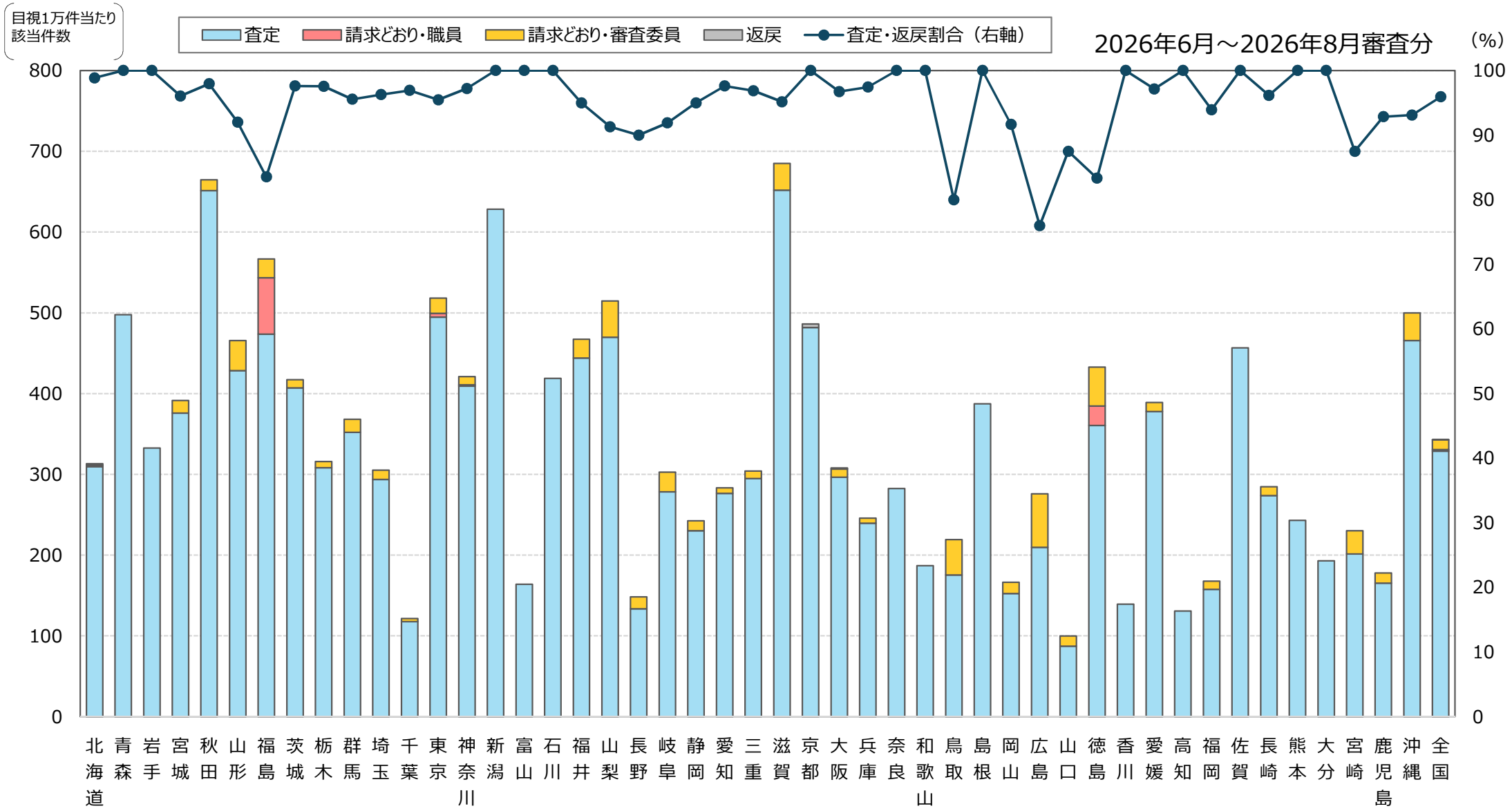
- 全国の査定・返戻割合　95.93%
- 検証対象都道府県　8

検証観点	都道府県	備考
査定・返戻割合が低い	広島、鳥取、徳島、福島、山口、宮崎、長野、東京	査定・返戻割合の低い順
請求どおり・職員	福島、徳島、東京	対象１万件当たり件数の多い順
請求どおり・審査委員	広島、徳島、鳥取、宮崎、福島、東京、長野、山口	〃

該当件数（全国）	【条件】	3,289件
取扱いに基づく審査	査定・返戻の計	3,155件
検証を必要とする審査	請求どおり	134件

一般659　大腸菌死菌浮遊液・ヒドロコルチゾン(強力ポステリザン(軟膏)等)の使用量の取扱い

【認めない事例】



| | 北海道 | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 | 茨城 | 栃木 | 群馬 | 埼玉 | 千葉 | 東京 | 神奈川 | 新潟 | 富山 | 石川 | 福井 | 山梨 | 長野 | 岐阜 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 滋賀 | 京都 | 大阪 | 兵庫 | 奈良 | 和歌山 | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 | 山口 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 福岡 | 佐賀 | 長崎 | 熊本 | 大分 | 宮崎 | 鹿児島 | 沖縄 | 全国 |
|---|
| 該当件数 | 176 | 43 | 34 | 76 | 49 | 25 | 73 | 84 | 41 | 45 | 161 | 65 | 774 | 252 | 73 | 11 | 33 | 20 | 23 | 20 | 37 | 60 | 167 | 32 | 62 | 108 | 245 | 78 | 23 | 12 | 5 | 16 | 24 | 50 | 8 | 18 | 10 | 35 | 8 | 66 | 19 | 26 | 26 | 17 | 16 | 14 | 29 | 3,289 |
| 請求どおり件数 | 2 | 0 | 0 | 3 | 1 | 2 | 12 | 2 | 1 | 2 | 6 | 2 | 35 | 7 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 1 | 3 | 0 | 8 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 12 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 134 |

【該当件数】 取扱いの趣旨に該当したレセプト件数